

## 障害児者の相談支援体制整備促進事業等に係る事業者の選定について

### 1. 趣旨

地域共生社会の実現に向け、障害児者が身近な地域で相談を受けられるよう民間相談支援事業所および在宅介護支援センターに併設した相談支援事業所の開所を促進するため、公募等を実施し、下記の事業者を選定した。

### 2. 民間相談支援事業者の選定について

公募には7事業者が参加し、以下の4事業者を選定した。

	事業者名／事業所開設予定地 選定理由	主な対象者			
		身	知	精	児
1	リアルカンパニー株式会社／北品川2-18-2 1F				
	区内で放課後等デイサービス、就労継続支援B型を運営しており、地域の社会資源活用や関係機関との連携が期待できる。また、事業候補地や人材確保など実施体制が整っているため。		●		●
2	社会福祉法人げんき／東大井5-23-16-113				
	区内において発達障害に関する活動実績が豊富にあり、地域の社会資源活用や関係機関との連携が期待できる。また、事業候補地や人材の確保など実施体制が整っているため。	●	●	●	
3	社会福祉法人恵正福祉会／荏原4-5-7宮崎ビル1F				
	荏原地区で重症児向け放課後等デイサービスに併設した相談支援事業所の開設準備を進めている。また、事業候補地や人材の確保など実施体制が整っており、今後、障害福祉サービス向上への貢献が期待できるため。				●
4	株式会社大崎ホームヘルプサービス／南品川4-11-1				
	区内において在宅系サービスの活動実績が豊富にあり、地域の社会資源活用や関係機関との連携が期待できる。また、事業候補地や人材の確保など実施体制が整っているため。	●	●	●	

※身…身体障害者、知…知的障害者、精…精神障害者、児…障害児

### 3. 在宅介護支援センターに併設した相談支援事業者の選定について

在宅介護支援センター対象に募ったところ、2事業者が参加し、以下の2事業者を選定した。

	事業者名／事業所開設予定地	主な対象者			
		身	知	精	児
1	社会福祉法人品川総合福祉センター／中延6-8-8				
	高齢・障害に関わる支援の多岐に渡る実績があり、包括的な相談支援体制の構築が期待できる。また、中延在宅サービスセンターにおいて、障害者の共生型生活介護事業の指定を取得するなど、共生型社会実現に向けた体制づくりに意欲的であるため。	●	●		
2	社会福祉法人福栄会／東品川3-1-5				
	高齢・障害に関わる支援の多岐に渡る実績があり、包括的な相談支援体制の構築が期待できる。また、区内に不足する緊急短期入所やグループホームについて事業を実施するなど、地域の社会資源活用や関係機関との連携が期待できるため。	●	●		

### 4. 選定方法について

選定に際して、審査会を設置し、提案内容審査等を通じて、事業実績および経営状況、事業計画等を総合的に審査し、事業者を選定した。

	民間相談支援事業者	在宅介護支援センター併設
説明会	4月24日(水)	5月8日(水)
募集締切	5月31日(金)	5月31日(金)
審査会	7月4日(木)	7月29日(月)

## 平成31年（2019年）度障害児者の相談支援体制整備促進事業

## 公募要項

## 1. 障害児者の相談支援体制整備促進事業について

障害児者の地域における生活を支援するため、特定相談支援および障害児相談支援（以下「相談支援」）の安定的な実施を目的に、相談支援事業所の運営経費を一部補助することで、民間事業所の開所の促進をはかります。

## 2. 補助対象事業者

品川区内で特定相談支援事業所もしくは障害児相談支援事業所を設置し相談支援を行う事業者（当該事業を行う予定がある事業者を含む）

## 3. 補助金の交付期間

令和元年（2019年）10月1日以降、事業を開始した月から会計年度内において交付する。

※月の途中から相談支援事業を開始した場合は、翌月以降を対象とする。

## 4. 補助金の交付額

種別	補助金額（月額）
基準単価（一事業所あたり）	438,000円
専門職加算	112,000円

※専門職加算は相談支援専門員が保健師、看護師の場合加算する。

## 5. 提出書類

※（1）～（8）以外に、追加で資料の提出を求める場合があります。

提出書類	
（1）	品川区相談支援事業所整備促進補助金交付申請書【第1号様式】
（2）	事業計画書
（3）	法人概要
（4）	登記事項証明書（写し）
（5）	定款
（6）	代表者の履歴・経歴のわかるもの
（7）	納税証明書その1（消費税及び地方税）発行後3か月以内のもの

(8)	社会福祉法人	<p>◆「社会福祉法人会計基準」を採用している場合</p> <p>◎所轄庁に提出した書類で決定のあるもの。直近2期分</p> <p>①資金収支計算書及びこれに附随する資金収支内訳表</p> <p>②事業活動収支計算書及びこれに附随する事業活動収支内訳表</p> <p>③貸借対照表</p> <p>④計算書類</p> <p>⑤財産目録</p> <p>◆「指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針」(略称=指導指針)を採用している場合</p> <p>◎所轄庁に提出した書類で決定もあるもの。直近2期分</p> <p>①収支計算書</p> <p>②事業活動計算書</p> <p>③貸借対照表</p> <p>④介護サービス事業別事業活動計算書</p> <p>⑤財産目録</p>
	株式会社	<p>(1) 必須提出書類</p> <p>①法人税申告書(写)直近2期分</p> <p>(注) 税務署の收受印のある法人税確定申告書、別表、計算書類(貸借対照表、損益計算書)および勘定科目内訳明細書</p> <p>②直近決算期から、6か月以上経過した場合は、直近の試算表または直近の貸借対照表および損益計算書</p> <p>③商業登記簿謄本</p> <p>(2) 任意提出書類</p> <p>①キャッシュフロー計算書(直近2期分)</p> <p>②資金繰り予定表(今後半分)・資金繰り実績書(過去1年分)</p> <p>③日本税理士会連合会による「中小企業の会計に関する指針」の適用に関するチェックリスト(税理士が作成したもの)</p> <p>(注) ③は、金融商品取引法の適用を受ける会社(子会社・関連会社含む)ならびに会計監査人を設置する会社およびその子会社を除く</p>

※その他法人格は上記書類に準ずるもの

## 6. スケジュール

- (1) 公募説明会参加申込み【様式1】 4月23日(火) 午後5時必着
- (2) 公募説明会 4月24日(水) 11時～12時まで  
場所：品川区役所 第三庁舎353会議室
- (3) 募集期間 4月25日(木)～5月31日(金)  
※提出書類は、5月31日(金)午後5時までにご提出ください。
- (4) 審査・選考 6月
- (5) 補助事業者決定・補助金交付(不交付)決定通知書送付 7月上旬

## 7. 事業者の公表

- (1) 決定した補助事業者については、後日公表するものとします。
- (2) 事業者から提出された書類等は、区の行政文書として情報公開の対象となります。

## 8. 連絡先・書類提出先

品川区福祉部障害者福祉課福祉改革担当

電話 03-(5742)-6762

FAX 03-(3775)-2000

品福障発第 2414 号  
平成 31 年 4 月 8 日

御中

品川区福祉部障害者福祉課長 松山 香里

在宅介護支援センターにおける  
障害者の包括支援相談体制整備促進事業について

平素より、障害者福祉事業にご理解、ご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、品川区では、地域共生社会の実現のため、高齢者の相談拠点である在宅介護支援センターへ障害者の計画相談支援を担う相談支援専門員を配置し、障害者の相談支援を実施することにより、包括的な相談体制の整備を実施してまいります。

つきましては、本事業のモデル実施する在宅介護支援センターを下記のとおり募集いたします。

記

1. 事業概要

在宅介護支援センターで障害の特定相談支援事業の指定を受け、障害者に対し特定相談支援を実施する。区は、障害者の相談支援に係る経費について、負担金として支払う。

2. 募集センター数 3 か所

3. 本事業の開始日 平成 31 年 10 月以降

※指定特定相談支援事業者として指定された月より開始する。

4. 負担金交付額

種別	負担金 (月額)
基準単価	438,000円
管理者手当	171,000円
専門職加算	112,000円

※専門職加算は相談支援専門員が保健師、看護師の場合加算する。

5. 申し込み方法

本事業のモデル実施事業者として申し込む場合は、下記「6.提出書類」を手出してください。

【提出書類締切】

平成31年5月31日（金）午後5時まで

6. 提出書類

(1) から (8) までの書類をご提出ください。

提出書類		
(1)		モデル事業実施事業者申込書【様式1】
(2)		事業計画書
(3)		法人概要
(4)		登記事項証明書（写し）
(5)		定款
(6)		代表者の履歴・経歴のわかるもの
(7)		納税証明書その1（消費税及び地方税）発行後3か月以内のもの
(8)	社会福祉法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「社会福祉法人会計基準」を採用している場合</li> <li>◎所轄庁に提出した書類で決定のあるもの。直近2期分</li> <li>①資金収支計算書及びこれに附随する資金収支内訳表</li> <li>②事業活動収支計算書及びこれに附随する事業活動収支内訳表</li> <li>③貸借対照表</li> <li>④計算書類</li> <li>⑤財産目録</li> <li>◆「指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針」（略称＝指導指針）を採用している場合</li> <li>◎所轄庁に提出した書類で決定もあるもの。直近2期分</li> <li>①収支計算書</li> <li>②事業活動計算書</li> <li>③貸借対照表</li> <li>④介護サービス事業別事業活動計算書</li> <li>⑤財産目録</li> </ul>

	株式会社	<p>(1) 必須提出書類</p> <p>①法人税申告書 (写) 直近2期分  (注) 税務署の收受印のある法人税確定申告書、別表、計算書類 (貸貸対照表、損益計算書) および勘定科目内訳明細書</p> <p>②直近決算期から、6か月以上経過した場合は、直近の試算表または直近の貸借対照表および損益計算書</p> <p>③商業登記簿謄本</p> <p>(2) 任意提出書類</p> <p>①キャッシュフロー計算書 (直近2期分)</p> <p>②資金繰り予定表 (今後半分)・資金繰り実績書 (過去1年分)</p> <p>③日本税理士会連合会による「中小企業の会計に関する指針」の適用に関するチェックリスト (税理士が作成したもの)</p> <p>(注) ③は、金融商品取引法の適用を受ける会社 (子会社・関連会社含む) ならびに会計監査人を設置する会社およびその子会社を除く</p>
--	------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※その他法人格は上記書類に準ずるもの

## 7. その他

本事業については、5月8日(水)在宅介護支援センター管理者会で改めて説明する予定です。

### 【お問い合わせ】

品川区障害者福祉課福祉改革担当 五十嵐

電話03-5742-6762

FAX03-3775-2000